

市立大津市民病院産業廃棄物収集運搬及び処分業務 業務仕様書

1. 件名

市立大津市民病院産業廃棄物収集運搬及び処分業務 一式

2. 業務期間

令和4年10月1日 から 令和5年9月30日 まで

ただし、委託期間の満了する日から起算して120日前までに委託者及び受託者のいずれから更新しない旨の申出がないときは、さらに1年間更新するものとする。その更新は、4回まで行うことができる。

3. 履行場所

滋賀県大津市本宮二丁目9番9号

地方独立行政法人 市立大津市民病院

本館棟地下 トラックヤード

4. 業務の内容

(1) 収集運搬業務

①業務の方法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）その他関係法令等に従い、地下トラックヤード保管の産業廃棄物（廃プラスチック類、ガラスくず・陶磁器くず類）を収集し、中間処理施設まで積替保管及び区間委託をすることなく運搬すること。

②収集頻度

2週間に1回（年間26回）

ただし、排出量の増減が見込まれる場合は、当院担当者と協議のうえ対応すること。

③収集時間

8時30分 から 17時15分 まで

(2) 処分業務

廃棄物処理法その他関係法令等に従い、上記の産業廃棄物について中間処理を行うこと。また、中間処理産業廃棄物が発生した場合は、適正に最終処分を行うこと。

5. 資格等

- ・受託者は、廃棄物処理法第14条第1項の規定に基づき、産業廃棄物の収集運搬業の許可を受けていること。
- ・受託者は、廃棄物処理法第14条第6項の規定に基づき、産業廃棄物の処分業の許可を受けていること。ただし、自ら処分業務を行わない場合は、当該許可を受けている処分業者に処分業務を行わせることができるものとする。
- ・受託者は、廃棄物処理法第14条第2項に基づく優良産廃業者認定制度において、優良認定を受けていること。

6. 予定排出量

年間の予定排出量は、以下のとおりとする（廃棄物の重量については、平成18年12月27日環廃産061227006号の別添2の表に基づき、体積を換算したものである。）。

なお、実際の排出量に増減が発生した場合でも、補償等は行わないものとする。

廃プラスチック類 : 63.7 t (182 m³)

ガラスくず・陶磁器くず類 : 26.0 t (26 m³)

合計 : 89.7 t (208 m³)

7. 業務完了報告

- ・委託者及び受託者は、廃棄物処理法第12条の5第1項の規定に基づき、電子情報処理組織（以下「電子マニフェスト」という。）を利用するものとする。
- ・受託者は、運搬を終了した日から3日以内に、電子マニフェストに必要事項を入力すること。
- ・受託者は、中間処理を終了した日から3日以内に、電子マニフェストに必要事項を入力すること。
- ・受託者は、中間処理産業廃棄物を排出し処分を委託した場合は、最終処分の終了を確認した日から3日以内に、電子マニフェストに必要事項を入力すること。

8. 事故発生時の報告義務

受託者は、作業中に事故が発生したとき、または事故の発生が予想されるときは、直ちにその旨を委託者に報告し、委託者の指示を仰ぐこと。

また、受託者の故意または過失により機器及び施設等を故障・破損・滅失等に至らしめた場合は、受託者の責任でもって原状に回復すること。なお、原状回復の費用及び当該故障等によって委託者が被った損害に係る経費については、受託者が負担するものとする。

9. その他

- ・本業務を実施するにあたり、当院または第三者に損害を与えた場合は、受託者が賠償すること。
- ・本仕様書に定めのない事項、または本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、当院担当者と協議のうえ、誠意をもってその解決を図るものとする。
- ・本業務に要する全ての費用は、本調達に含むものとする。